

由利本荘市イノベーション創出支援事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日

改正 令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 由利本荘市イノベーション創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に事業所又は工場を置く中小・小規模企業者又は個人事業主（以下「中小企業等」という。）が、新分野への参入又は既存の技術やサービスを新たに組み合わせ、地域課題の解決に資する取組を市が支援することで、イノベーションを創出し、優れた技術の掘り起こしや競争力の強化、経営の安定を図り、もって地域産業の持続的発展と雇用創出及び雇用確保に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱による補助金を受けることができる者は、次の各号に定めるすべての要件をみたす者とする。

- (1) 市内に事業所又は工場を置く中小企業等であること。
- (2) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに定める要件をみたす者とする。

(1) 新分野への参入

新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出して域外との取引拡大を図るもの

(2) 既存技術、サービスの新結合

既存技術やサービスを組み合わせることで新たな経済的価値を生み出し、地域課題の解決に資するもの

(3) 大規模プロジェクトを活かした革新的な取組

洋上風力関連事業への参入を図るなど、経済波及効果が高く、地域課題の解決に資すると市長が特に認めたもの

(補助対象経費等)

第5条 この要綱による補助対象となる経費等は、次のとおりとする。ただし、汎用性があり目的外使用になり得るものは除くとともに、補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。

(1) 機械装置・システム構築費

(2) 専門家経費

(3) クラウドサービス利用費

(4) 研修費（研修に係る旅費を含む）

(5) 受験料、認証料

(6) 外注費

(7) 販売促進費

(8) その他必要な費用で、市長が認める費用

2 補助率及び補助限度額は、前項に定める経費等の2分の1、1事業者あたり50万円を限度とし、予算に定める範囲とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前条第3号に該当する事業に限り、連続して3ヶ年度まで補助金の交付を申請することができる。この場合において、前項の規定中「50万円」とあるのは「一の会計年度につき50万円」と読み替えるものとする。

(交付の申請等)

第6条 この要綱による補助金交付申請書の様式は、条例及び規則に定めるところによるほか、下記の書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 導入機器や研修などの概要がわかるもの

(3) 補助対象経費に係る見積書(写)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、規則に定める補助金等交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助事業の完了)

第7条 補助対象事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則に定める補助事業等実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業者の支出の実績が確認できる書類

(2) 検収写真等

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、条例に定めるほか、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象期間内に補助対象事業を完了しなかったとき。

(2) 補助対象事業を完了した日から1年以内に廃業又は市外へ移転したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(財産の処分の制限)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付若しくは担保に供し、更には廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りではない。

2 市長は、補助対象事業者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第10条 補助対象事業者は、補助事業に係る帳簿及び書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

(事業期間)

第12条 事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。